

別紙（第16号様式）

エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	共通	エックス線管容器及び照射筒の漏えい放射線量	治療用装置	定格管電圧 50kV 以下	装置の接触可能表面から 5cm の距離における空気カーマ率	1.0mGy 毎時 以下 ・ 超える
				定格管電圧 50kV 超	焦点から 1m の距離における空気カーマ率	10mGy 毎時 以下 ・ 超える
					装置の接触可能表面から 5cm の距離における空気カーマ率	300mGy 毎時 以下 ・ 超える
			口内法撮影用装置	定格管電圧 125kV 以下	焦点から 1m の距離における空気カーマ率	0.25mGy 毎時 以下 ・ 超える
			上記以外の装置		焦点から 1m の距離における空気カーマ率	1.0mGy 毎時 以下 ・ 超える
			コンデンサ式装置	充電時で照射時以外のとき	装置の接触可能表面から 5cm の距離における空気カーマ率	20 μ Gy 毎時 以下 ・ 超える
		附加濾過板	口内法撮影用装置	定格管電圧 70kV 以下	有 (1.5mm アルミニウム当量以上) ・ 無	
			乳房撮影用装置	定格管電圧 50kV 以下	有 $\left[\begin{array}{l} 0.5\text{mm アルミニウム当量又は} \\ 0.03\text{mm モリブデン当量以上} \end{array} \right]$ ・ 無	
			輸血用血液照射装置、治療用及び上記以外の装置		有 (2.5mm アルミニウム当量以上) ・ 無	
		移動型及び携帯型エックス線装置の使用条件、保管条件				
	透視用装置	透視中の患者への入射線量率 (患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率)			高線量率透視制御を備えていない装置	50mGy 毎分 以下 ・ 超える
					高線量率透視制御を備えた装置	125mGy 毎分 以下 ・ 超える
		タイマー (透視時間を積算、一定時間経過した場合に警告音等を発することができるもの)			有 ・ 無	
		焦点皮膚間距離を 30cm 以上に保持する装置又は 30cm 未満で照射することを防止するインターロック (ただし、手術中に使用する装置は 20cm 以上)			有 ・ 無	
		エックス線照射野を適正に絞る装置			有 ・ 無	
		利用線錐中の蛍光板、I I 等の受像器を通過したエックス線の遮蔽			装置の接触可能表面から 10cm の距離における空気カーマ率	150 μ Gy 毎時 以下 ・ 超える
		透視時の最大受像面を 3cm 超える部分の遮蔽			装置の接触可能表面から 10cm の距離における空気カーマ率	150 μ Gy 毎時 以下 ・ 超える
		被照射体の周囲の利用線錐以外のエックス線の遮蔽手段			有 ・ 無	

撮 影 用 装 置 (胸部集検用間接撮影用装置を除く)	エックス線照射野を適正に絞る装置 (CTエックス線装置を除く)			有	・	無
	口内法撮影用エックス線装置において、照射筒の端における照射野の直径			6cm 以下	・	6cm を超える
	焦 点 皮 膚 間 距 離 (乳 房 以 外 の 拡 大 撮 影 ・ 骨 塩 定 量 分 析 エ ャ ャ 線 装 置 を 除 く)	口内法撮影 用装置	定格管電圧 70kV 以下	15cm 以上	・	未 満
			定格管電圧 70kV 超	20cm 以上	・	未 満
		歯科用パノラマ断層撮影装置		15cm 以上	・	未 満
		移動型及び携帯型装置		20cm 以上	・	未 満
		CTエックス線装置		15cm 以上	・	未 満
		乳房撮影用エックス線装置に よる拡大撮影		20cm 以上	・	未 満
		上記以外の装置		45cm 以上	・	未 満
移動型・携 帯型装置等	エックス線管焦点及び患者から 2m 以 上離れて操作できる構造			有	・	無
胸 部 集 検 用 間 接 撮 影 装 置	利用線錘が角錘型となり、エックス線照射野 を適切に絞る装置			有	・	無
	受像器の一次防護遮蔽体 (装置の接触可能表 面から 10cm の距離において空気カーマが 1.0 μ Gy／1 ばく射以下)			有	・	無
	被照射体周囲の箱状遮蔽物 (装置の接触可能表面から 10cm の距離におい て空気カーマが 1.0 μ Gy／1 ばく射以下)			有	・	無
治療装置		濾過版が引き抜かれた場合、エックス 線の発生を遮断するインターロック (近接照射治療装置を除く)		有	・	無
輸血用 血液照射 装置		使用時の機器表面の線量		6 μ Sv 毎時以下	・	超える
骨塩定量 分析装置		使用時の機器から 1m 離れた場所にお ける線量		6 μ Sv 毎時以下	・	超える

エックス線 診察室の放 射線障害の 防止に関す る構造設備 の概要	エックス線診療室の天井、床、周囲 の壁、出入口の扉、窓等の遮蔽		画壁の外側における実効線量が 1mSv／1 週間 以下 ・ 超える		
	遮蔽物の構造・材料・厚さ等	天 井			
		周囲の壁			
		監 視 用 窓			
		床			
		出 入 口 の 扉			
	その他の開口部				
	操 作 室		有 ・ 無 (理由)		
	使 用 中 の 表 示		有 ・ 無		
標 識		有 ・ 無			
エックス線 装置の使用 による放射 線障害の防 止に関する 予防措置の 概要	管 理 区 域	管理区域の設定		別添平面図のとおり	
		管理区域の境界 (1. 3mSv／3ヶ月を超えない措置)		有 ・ 無	
		立 入 制 限 措 置		有 ・ 無	
		標 識		有 ・ 無	
	注意事項の掲示		患 者	有 ・ 無	
			従 事 者	有 ・ 無	
	敷地内居住区域及び境界 (250 μ Sv／3ヶ月を超えない措置)		有 ・ 無		
	入院患者の被ばく防止 (1. 3mSv／3ヶ月を超えない措置)		有 ・ 無		
	放射線診療 従事者等の 被ばく防止	被 ば く 測 定 器	☐ ポケット線量計 ☐ フィルムバッジ ☐ TLD ☐ ガラスバッジ ☐ OSL線量計 ☐ その他()		
		外部被ばくを少なくする措置	有 ・ 無 ()		

- (注) 1 エックス線診療室の平面図及び側面図には、隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明示すること。
- 2 エックス線診療室の平面図及び側面図は、照射方向、エックス線管焦点から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)を記入した 50 分の 1 又は 100 分の 1 の縮図とすること。
ただし、歯科用診療室は、25 分の 1 又は 50 分の 1 の見やすい縮図とすること。
- 3 管理区域の境界、標識、使用中ランプ等の位置を図中に記入すること。
- 4 輸血用血液照射装置に係る届出のエックス線診療に従事する者の氏名及び経歴の欄は、医療従事者の氏名、職種等を記入すること。